

第14回自治基本条例市民推進会議の検討結果

1 住民投票に付することができる事項について

【議論により出された結論】

○住民投票に付することができる事項については、「参画しやすい住民投票制度」となるような規定にする。そのため、以下の考え方により案を作成するものとする。

- ・投票に付することができる事項（市政運営上の重要事項）のハードルを下げる。
- ・住民投票の対象から除外される事項は限定する。
- ・一定の署名数が集まれば投票を実施出来るようにする。

（各委員からのご意見）

- 住民投票に付することができる事項を厳しく制限する規定にはしない方がよい。
- 「住民投票に付することができるもののハードルを下げ、より多くの参画を促す。」ということで我々のコンセンサスは取れている。
- 住民投票に付することができない事項（適用を除外する事項）を列挙し、それ以外のもは全て住民投票に付することができることとした方がよい。
- 住民投票を行うためには、それなりのハードルも必要である。
- 市長や議会も住民投票を発議できるということを考えて規定を作成した方がよい。（市長や議会も住民投票を発議できるようにすることを考えると、住民投票のハードルを低くするのもどうか。）
- 住民投票が乱発されないようにしたい。
- 一定の署名数（1/4以上など）を集めれば、適用除外事項であっても住民投票に付することができるという内容とした方がよい。
- 財務に関する事項は、市民の最も関心のあるところであり、また、市民生活に影響があるところなので、「市の組織、人事及び財務に関する事項」は住民投票の対象から除外する事項に入れない方がよい。
- 原子力発電所関連のことなどについて、市として国や県に要望や意見を示す必要もあることから、「市の権限に属さない事項」についても住民投票の対

資料 1 (当日)

象から除外する事項に入れない方がよい。

- 「住民投票に付すことができないと認められる事項」については、住民投票の対象から除外する事項に入れなくてよいのではないか。
- 「専ら特定の市民又は地域のみに関係する事項」は、市民の高い関心を引く事項が出てくることもあるので住民投票の対象から除外する事項に入れなくてよいのではないか。
- 和光市では、1000人以上の署名が集まった場合には、市長が議会の議決を得て住民投票を実施しなければならない。また、10,000人以上の署名が集まれば無条件に住民投票を実施しなければならないという条例を作っている。白岡でもこのような条例を参考にしたらどうか。

2 投票資格者について

【議論により出された結論】

- 住民投票の投票資格者の範囲については、多様な意見が出された。
以下の意見を基に案を作成するものとする。なお、意見がまとまらなかった場合は両論併記で提言する。
主な意見は以下のとおり。
 - ・市長、議会議員の選挙権を有するもの。
 - ・住所要件 ①市内に3ヶ月以上住所を有する者
②市内に住所を有する者
 - ・年齢要件 ①20歳以上、②18歳以上、③16歳以上、④14歳くらい
(義務教育中)
 - ・国籍要件：①日本国籍のみ、②外国籍を含む

(各委員からのご意見)

- 市長、議会議員の選挙と同様に、現行の選挙権を有するものが適当だと思う。
- 白岡在住の外国人は少ないので、対象としなくてもよいのではないか。
- 18歳以上としてもよい。若い世代の意見を聴いてもよい。
- 自治基本条例における検討と同様に18歳以上の市内に住所を有する者とすることがよい。
- 現行の選挙権と別にした場合、通常選挙で一緒の投票所で投票できないので

資料 1（当日）

あれば、20歳以上で市内に住所がある人とした方がよい。

- グローバル化を目指すのかどうかなどの市のビジョンによって規定すべき内容が違ってくる。市外の人や外国人を投票資格者に含めるべきかどうかを、この会議で議論することはふさわしくない。
- 年齢要件について、法的な制限が無いのであれば、義務教育中の14歳くらいから投票できるようにできればよい。
- 20歳以上の住民とするのがよいと考える。外国人に投票権を認めるのかどうかについてはコメントを控えたい。
- この会議の中では、なるべく緩やかな内容とするのがよいと思うので、年齢要件は16歳で、市内に住所があれば良い。
- 市内に住所がある人ということで外国人も含めた方がよい。また、年齢要件については、選挙権と同じ20歳以上がよい。
- 18歳以上の市内に住所を有する者とするのがよい。理由は国際的には選挙権が18歳以上であるところが多いこと、また、国民投票法の年齢要件も18歳以上としているからである。引き続き3ヶ月住所を有するという要件はいらない。